

IT総合戦略の推進



平成30年9月

内閣官房 内閣情報通信政策監

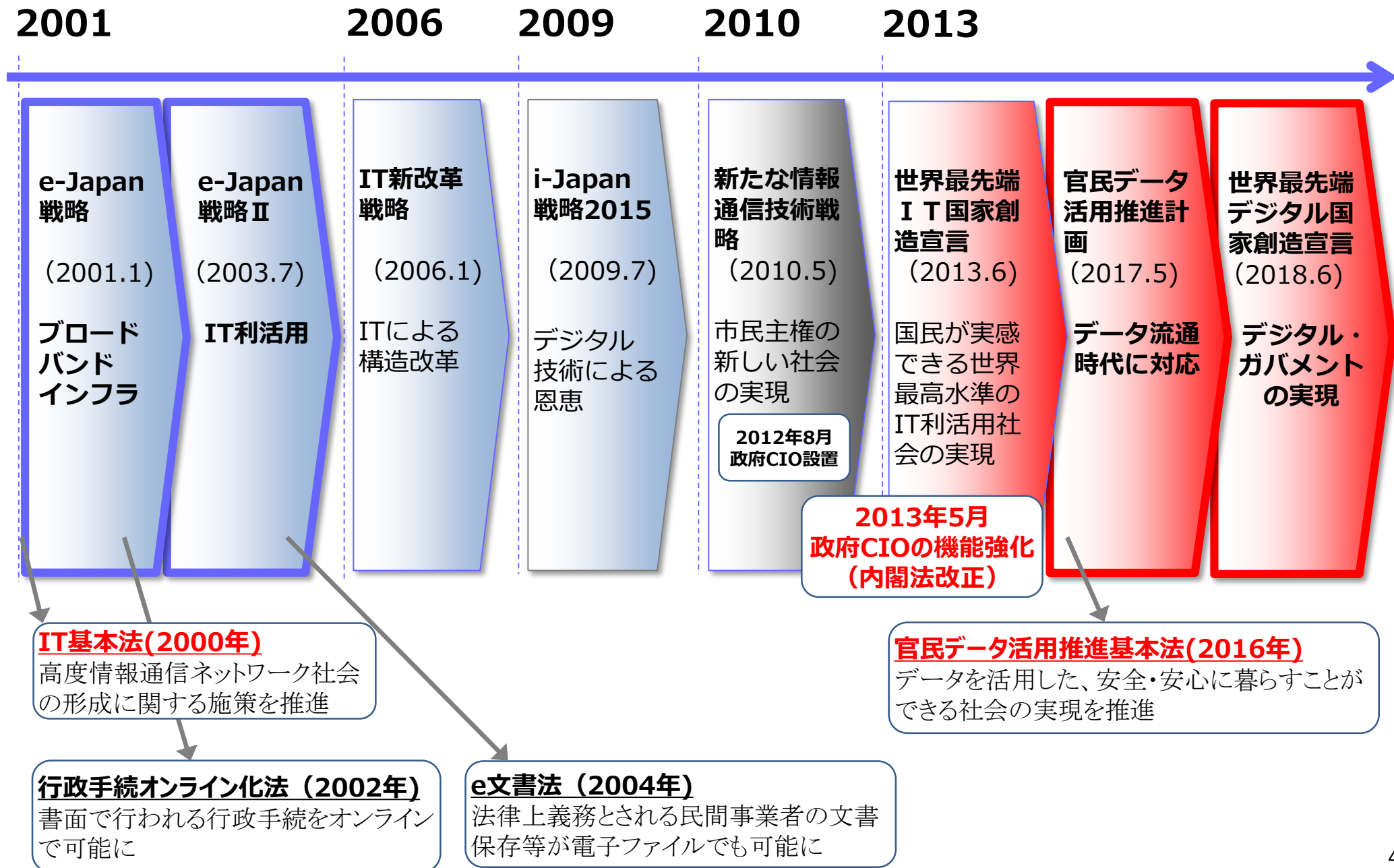
三輪 昭尚

内 容

- 1． 政府のIT戦略について
- 2． デジタル・ガバメント
- 3． オープンデータ・データ流通の推進
- 4． 重点プロジェクトの取組
- 5． 今後のIT政策の推進

1. 政府のIT戦略について

政府のIT戦略の変遷



官民データ活用推進基本計画（2017年のIT戦略）

【地方のデジタル化】

国と地方の施策の整合性

- ・ 地方の計画雛型の作成と計画策定支援
- ・ 地域におけるデータ利活用の環境整備



【デジタル・ガバメント】

行政手続等のオンライン化原則

- ・ 行政手続等（官－民、地方－民、民－民）の棚卸し
- ・ オンライン化原則に向けた一括整備法
- ・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出不要化

オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進

- ・ 国等が保有する行政データの棚卸し
- ・ 官民ラウンドテーブルの開催（民間ニーズに即したオープンデータ）
- ・ オープンデータ・バイ・デザインの推進

情報システム改革・業務の見直し(BPR)

- ・ 国・地方を通じた行政全体のデジタル化（ペーパーレス化を含む。）
- ・ クラウド・バイ・デフォルト原則の導入
- ・ 政府情報システム改革と業務改革（BPR）の推進

【データ利活用】

データ利活用のルール整備

- ・ いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備
- ・ 国際的なデータ流通環境の整備に向けた諸外国との協調の推進

分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

（データの標準化（語彙、コード、文字等）、API、認証機能等を含む）

マイナンバー制度

マイナンバーカードの普及・活用

- ・ 身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進（「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」）
- ・ マイナンバーカードの多機能化の推進（マイキープラットフォームの活用等）

【デジタル化の基盤】

デジタルデバイド対策

研究開発

人材育成・普及啓発等

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2018年のIT戦略)

基本的考え方

国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会の実現 －「世界最先端デジタル国家」の創造へ－

政府CIO制度創設以降の**着実な取組・成果の拡充・横展開**に着手し、デジタル改革を断行

重点取組①

デジタル技術を徹底的に活用した 行政サービス改革の断行

- 行政サービスの100%デジタル化
(デジタルファースト法案(仮称)の策定等)
- 行政保有データの100%オープン化
- デジタル改革の基盤整備

重点取組②

地方のデジタル改革

- IT戦略の成果の地方展開
- 地方公共団体におけるクラウド導入の促進
- オープンデータの推進
- シェアリングエコノミーの推進
- 地域生活の利便性向上のための
「地方デジタル化総合パッケージ」

重点取組③

民間部門のデジタル改革

- 官民協働による手続コスト削減
- データ流通環境の整備
- 協調領域の明確化と民間データの共有
- デジタル化と働き方改革

重点取組④

世界を先導する分野連携型「デジタル改革プロジェクト」

- 世界最高水準の生産性を有する港湾物流の実現
- データヘルス×マイナポータルの連動
- データ駆動型のスマート農水産業の推進
- 自動運転による新しい移動サービスの実現

抜本改革を支える新たな基盤技術等

- 基盤技術 (AI、クラウド/エッジ・コンピューティング、セキュリティ対策、5G、ブロックチェーン等)
- 人材の育成等
- 抜本改革後に到来するデジタル社会

重点取組⑤

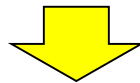
抜本改革推進のための体制拡充と機能強化

実現性を高めるための実行計画と迅速かつタイムリーなPDCAサイクルによるスパイラルアップ
(官民データ活用推進基本計画の重点8分野※における全259施策、デジタル・ガバメント実行計画、各府省中長期計画)

※電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等及び移動の8分野

制度創設以前のIT戦略の推進における諸課題

- ・府省縦割りの解消
- ・政府のみならず、地方、民間を含む国全体のIT利活用を目指す戦略の必要性
- ・IT利活用の推進に当たって、トータルコスト低減との両立を図る戦略の必要性
- ・利用者のニーズ等、現場の視点の強化



上記諸課題を踏まえ、政府CIOを法律上位置づけ、
以下の役割を制度化

①府省横断的な司令塔機能

－府省横断的に「横串」を通し、重複の排除、関係府省の連携を強化

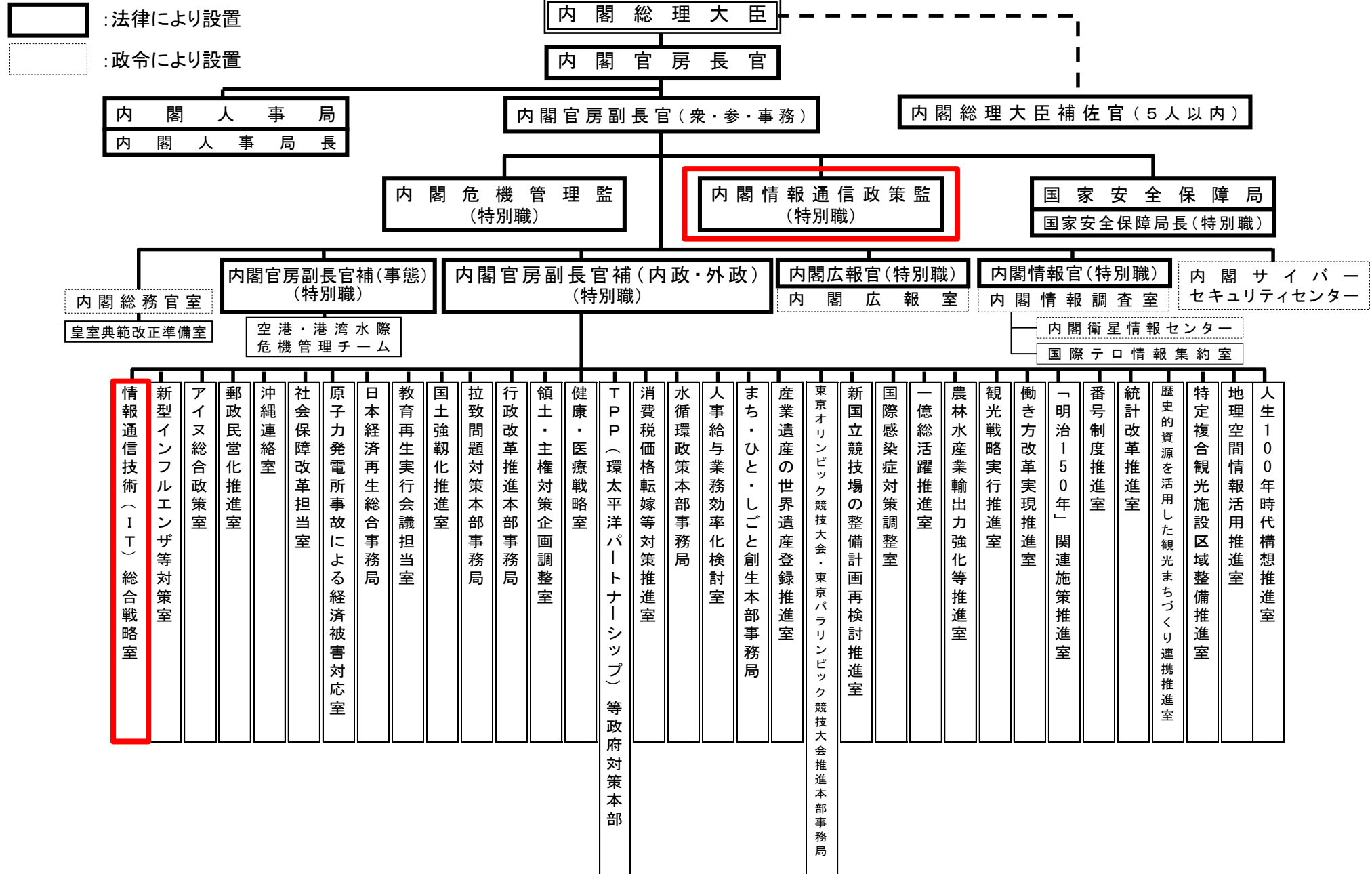
②政府のみならず、地方、民間を含む我が国全体のIT戦略の策定

－単なる作文ではなく、具体的かつ緻密、着実な施策の推進の必要性（IT投資の全体最適、見える化の実現、コストパフォーマンスを意識したPDCAによるスパイラルアップ）
－変革意欲を有する地方公共団体、民間との連携

③民間視点での改革の推進

－利用者の視点、業務改革の視点、情報通信技術の視点、競争力の視点の強化

内閣官房機構図



デジタル社会実現に向けたIT総合戦略本部の推進体制

合同会議：全体の司令塔

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)

※ 設置根拠：IT基本法 第25条

本部長：内閣総理大臣

副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部員：本部長・副本部長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

官民データ活用推進戦略会議

※ 設置根拠：官民データ活用推進基本法 第20条

議長：内閣総理大臣

副議長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

議員：議長・副議長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

デジタル・ガバメント閣僚会議

※ 設置根拠：IT総合戦略本部長決定

議長：内閣官房長官

副議長：IT政策担当大臣、総務大臣

構成員：行政改革担当、内閣府特命担当(防災)、国家公安委員会委員長、法務、外務、財務、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通の各大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)

各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議

議長：内閣情報通信政策監(政府CIO)

合同会議(※)

各府省情報化専任審議官等 (副CIO) 連絡会議

議長：内閣情報通信政策監(政府CIO)

(※)副CIO連絡会議は、単独で開催することもある

合同会議

新戦略推進専門調査会

※ 設置根拠：IT総合戦略本部決定

会長：内閣情報通信政策監(政府CIO)

委員：有識者(13名)

※本調査会の有識者は、官民データ活用推進基本計画実行委員会委員を兼任

官民データ活用推進基本計画 実行委員会

※ 設置根拠：官民データ活用推進戦略会議長決定

会長：村井純 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員長
環境情報学部教授

委員：有識者(21名)、行政機関職員

地方の官民データ活用推進計画に関する委員会

EBPM推進委員会

道路交通WG

自動運転に係る
制度整備大綱SWG

オープンデータWG

自治体SWG

データ流通・活用WG

デジタル・ガバメント分科会

座長：森田朗 津田塾大学総合政策学部教授

※新戦略推進専門調査会委員を兼任

行政部門(国・地方)のデジタル化の徹底、成果の展開

有識者からのインプット、地方・民間を含めたデジタル化・IT戦略の推進

直近開催のIT総合戦略本部について（2017.12）

○第72回IT総合戦略本部における総理大臣発言

デジタルファースト法案

首相官邸トップ > 総理大臣 > 総理の一日 > 平成29年12月22日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合



発言する安倍総理1

総理は、本日の意見交換を踏まえ、次のように述べました。

「行政手続の電子化は20年近く進められてきましたが、いまだ、電子申請であっても紙の書類の取得や添付が必要とされ、時間と労力の無駄となっています。この際、戸籍や登記に関する証明書など電子申請にかかる紙の添付を一括して撤廃します。可能な限り速やかに国会提出できるよう、松山大臣を中心に法案の作成に直ちに着手してください。」

ビッグデータ時代にあって、国や自治体が保有する大量のデータは、革新的なビジネスなど新たな価値の創造につながるものです。このため、行政データについては可能な限り公開し、民間の活用を促すという大方針の下、今後、民間のニーズを行政に反映させるための官民ラウンドテーブルの開催、次に、オープンデータを全国的に徹底するための行政データの取扱いに関するガイドラインの整備を進めてください。

松山大臣を中心に各大臣におかれては、IT本部・官民データ戦略会議の下、一丸となって取り組んでいただきたいと思います。」

（参考）IT総合戦略本部は現在まで計72回開催し、第2次安倍政権以降は13回開催。

2. デジタル・ガバメント

デジタル・ガバメント実行計画のポイント

- 2018年1月に、eガバメント閣僚会議（※）において、デジタル・ガバメント実行計画を策定。
（※）現在はデジタル・ガバメント閣僚会議へと名称変更
- 実行計画に従い、全ての府省において、デジタル・ガバメント推進のための中長期的な計画を2018年6月に策定。

横断的施策による「行政サービス改革」の推進

【デジタルファースト】

(1) 行政サービスの100%デジタル化

- 各種手続の**オンライン原則の徹底**
 - ✓ 手続毎に**業務改革（BPR）**、**システム改革**を実施の上、**行政サービスのデジタル化を徹底**する
 - ✓ 押印や対面等の本人確認等手法の在り方を再整理
 - ✓ 民－民手続についてもオンライン化に向けた見直しを実施

【ワンスオンリー】

- **行政手続における添付書類の撤廃**
 - ✓ マイナンバー制度等を活用し、**既に行政が保有している情報は、添付書類の提出を一括して撤廃**
 - ✓ 以下の事項の検討と合わせ、添付書類を一括して撤廃するための**法案を可能な限り速やかに国会に提出**
 - ・ **登記事項証明書の提出不要化**
 - ・ **住民票の写し・戸籍謄抄本等の提出不要化**

【コネクテッド・ワンストップ】

- ✓ 主要ライフイベントである以下の3分野を先行分野とし、民間サービスとの連携も含めたワンストップ化を推進
 - ・ **引越しワンストップサービス**
 - ・ **介護ワンストップサービス**
 - ・ **死亡・相続ワンストップサービス**

【オープンデータの推進】

(2) 行政保有データの100%オープン化

- **オープンデータ・バイ・デザイン**の推進
 - ✓ **オープンデータを前提とした業務・システムの設計・運用**の推進
- ニーズの把握と迅速な公開
 - ✓ **民間事業者等との直接対話**を通じた民間ニーズの把握とこれに対応したオープン化の加速
 - ✓ 内閣官房が作成し地方に展開した**推奨データセット**に基づくデータ公開の推進。今後推奨データセットを随時追加・見直し。

【行政データ標準の確立】

(3) デジタル改革の基盤整備

- **行政データ連携標準**の策定
 - ✓ 日付・住所等の**コアとなる行政データ形式**について、**データ連携の標準を策定**
- 語彙・コード・文字等の標準化
 - ✓ **施設・設備・調達等の社会基盤となる分野**について、語彙・コード等の体系を**行政データ標準リスト（仮称）**として整理

【法人デジタルプラットフォームの構築】

- ✓ 複数手続を**一つのIDで申請できる認証システム**の整備や**法人インフォメーションの活用**等を通じ、**データが官民で有効活用**される基盤を構築

【政府情報システム改革の着実な推進】

- ✓ これまでの取組により、**年間約1,118億円の運用コストの削減**を見込んでいる状況。政府情報システム改革を引き続き推進し、システム数の半減、**運用コストの3割削減を確実に達成**

デジタルファースト法案の検討状況

- 「IT新戦略の策定に向けた基本方針」（平成29年12月12日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定）や、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）に基づき、**業務改革（BPR）の徹底とデジタル化の推進**により**利用者中心の行政サービスを実現**する必要。このため、現在、内閣官房において「**デジタルファースト法案**」の検討を行ない、**オンライン化の徹底及び添付書類の撤廃**について取組を進めているところ。
- 平成29年度に実施した「行政手続等の棚卸」の結果や現在実施しているヒアリングで把握した事項を踏まえつつ、法案の内容の検討を実施中。

＜法案の主な内容（検討中）＞

① 行政手続のオンライン化の徹底

- ✓ 行政手続のオンライン原則
- ✓ 本人確認手法のデジタル化

② 添付書類の撤廃

- ✓ 行政機関間の情報連携等による添付書類の省略
- ✓ 添付書類のデジタル化

③ デジタル化を実現するためのシステム整備等

- ✓ オンライン化及び添付書類の撤廃のためのシステム基盤の整備
- ✓ システム整備に当たってのAPIの整備及び活用
- ✓ デジタル化に当たってのデジタル・デバイドへの配慮

ワンストップサービスの推進

- サービスを受ける際の利便性を大幅に向上させ、利用者がその利便性を実感できるよう、行政サービスだけでなく、利用者が日常的に接する民間サービスや地方公共団体のサービスまで含めたワンストップ化を推進。
- 「介護」「死亡・相続」「引越し」を先行分野として取組を実施。

<介護>

- 2017年度に介護者の負担状況等の課題を整理し、ワンストップサービス実現に向けた方策を取りまとめ
- 厚生労働省は、内閣官房とともに、ワンストップサービス実現に向けて検討を行い、当該検討を踏まえて各府省中長期計画に盛り込み、**2018年度以降可能なものからワンストップサービスを開始する**



<死亡・相続>

- 2017年度内に「死亡・相続」手続に関する行政手続等の棚卸結果の分析や行政機関・金融機関等の関係者へヒアリング等を実施し、相続人・行政機関の負担状況や課題を整理
- 2018年度内に官民連携による具体的な方策やロードマップを取りまとめ
- **2019年度から、必要に応じて制度改正等を行い、順次サービスを開始**



<引越し>

- 2018年度内に官民連携による具体的な方策やロードマップを取りまとめ
- **2019年度から、必要に応じて制度改正等を行い、順次サービスを開始**



各府省デジタル・ガバメント中長期計画の全体像

中長期計画は、各府省がデジタル・ガバメントの実現を目的として、今後5年の計画期間に、**行政サービス改革、プラットフォーム改革、ITガバナンスの3つの観点から、何を、いつまでに、どう実施するのか、**具体化した計画

中長期計画の基本構成

デジタル・ガバメントが
目指す姿

すぐ使えて、簡単、便利、
最初から最後までデジタル
で完結する行政サービスの
実現

高度なサービスの前提となる
各組織のサービスやデータをつ
なげる仕組み、取り決めの
整備

これらの取組が自発、
積極的に推進される組
織運用、環境作り、文
化醸成

現状と課題、計画の目的など

利用者中心の行政サービス改革

プラットフォーム改革

価値を生み出すITガバナンス

個別サービス改革の詳細、46,000手続の見直しの検討
状況、全情報システムのクラウド化、オープンデータ化の検
討のロードマップなど、3つの観点の裏付けとなるデータ集

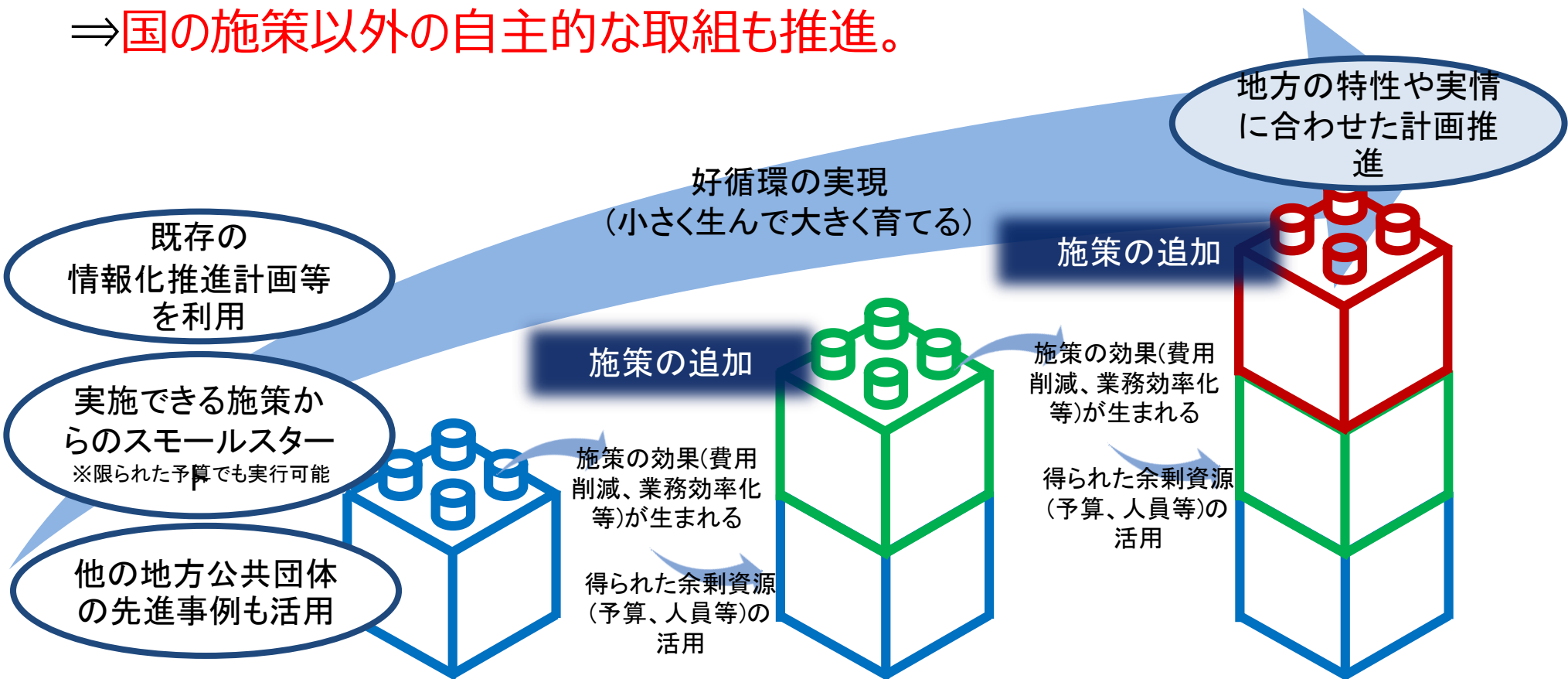
横断的サービス改革（業務改
革（BPR）の徹底、約46,000の
行政手続について、制度の見直
し、オンライン化の徹底、オンライン
利用促進、添付書類撤廃）、
府省個別サービス改革（事故
証明、無線、税、電子調達、在
留資格、旅券、年金、雇用、特
許、自動車）

サービス・データの標準化、保有
データ100%オープン化、API整備、
クラウドサービス利用、各種情報
連携基盤の整備・運用、府省共
通システム拡充、個別情報シス
テムの改革（コスト削減等）

推進体制の整備、省内IT
ガバナンス強化、人材育
成・確保、情報セキュリティ
の確保、デジタルワークス
タイル変革、計画の評価・改
定

「地方公共団体の官民データ活用推進計画」の基本的な考え方

- ・ 国が手引きを示すことで、**地方公共団体の効率的な計画策定に寄与**。
- ・ 手引記述の施策を全て盛り込むことは求めず。
⇒できるところから**スモールスタート**^{*1}で**取り組むことを想定**。
- ・ 国の施策だけでなく他の地方公共団体における先進事例^{*2}も盛り込む。
⇒**国の施策以外の自主的な取組も推進**。



*1 たとえ一つの施策からの実施でも良いが、順次施策の拡充を目指す

*2 手引きの参考資料2として、先進事例を取りまとめた事例集を作成

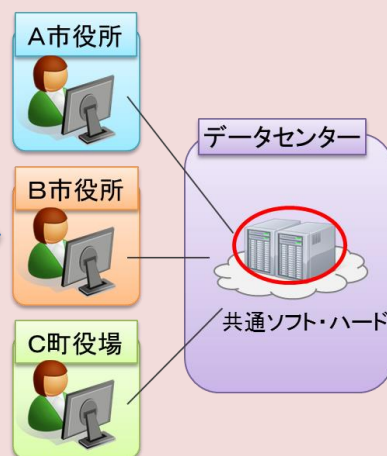
自治体クラウド導入の取組について

1. 自治体クラウドの推進

- 自治体クラウドとは、住民基本台帳・税務・福祉などの自治体の情報システムやデータを、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、複数の自治体で共同利用する取組。
- 従来、自治体は庁舎内に電算機を設置し、個別にプログラムされたソフトで業務処理してきた。



クラウド化



2. 自治体クラウド導入の効果

- 情報システムの運用コストが3割程度削減可能
- 集中監視により情報セキュリティ水準が向上
- 庁舎が被災しても業務継続が可能
- 参加団体間で業務が共通化・標準化



自治体クラウド導入により削減された費用や人的資源を、他の分野で有効活用し、質の高い住民サービスを提供可能となる。

クラウド導入市区町村に関する新たな目標の設定

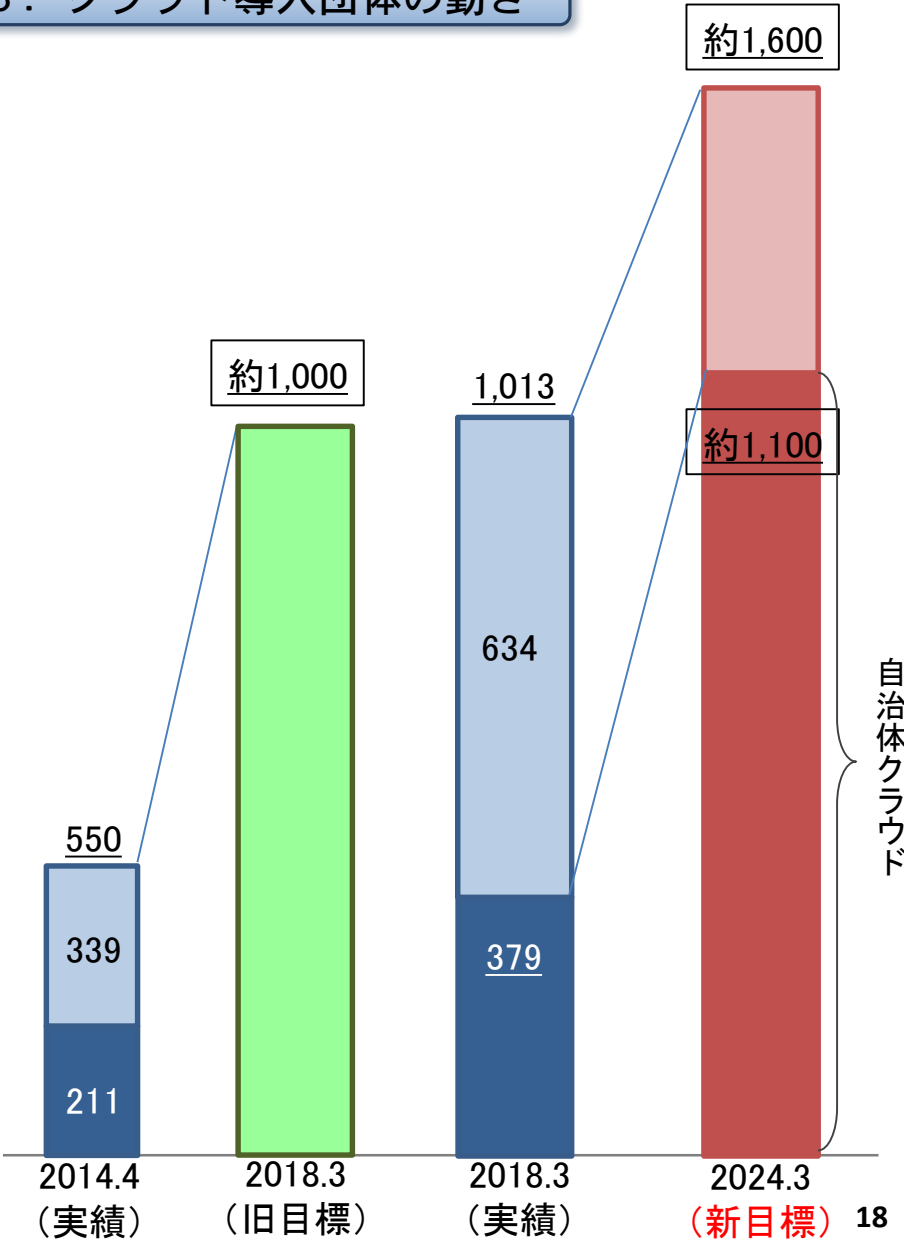
1. 新たな目標設定の背景等

- ・地方公共団体のクラウド導入に向けた取組の結果、現行の目標が達成されることとなった。
- ・経済財政再生計画改革工程表(2017年(平成29年)12月21日改定)において「**新たな目標値は2018年度早期に設定**」と記載。

2. 新たな目標(案)

旧目標	2017年度までに倍増(約1,000団体)を図る。 (2014年度:550団体)
新目標	・クラウド導入市区町村については、2023年度末までに全市区町村の約9割(約1,600団体)となるよう取り組む。 (複数団体による自治体クラウド導入団体については、全市区町村の約6割(約1,100団体)となるよう取り組む。) ・個別団体の検討状況を踏まえ、クラウド導入が加速するよう、更なる上積みに努める。

3. クラウド導入団体の動き



3. オープンデータ・データ流通の推進

オープンデータの推進（戦略におけるオープンデータ関係箇所抜粋）

II. ITを活用した社会システムの抜本改革

1 デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行

（2）行政保有データの100%オープン化

平成24年の「電子行政オープンデータ戦略」（平成24年7月4日IT総合戦略本部決定）以降、積極的なオープンデータの推進に取り組んできたが、利活用の促進が課題であり、利活用しやすいよう、APIを通じて公開するなど、民間ニーズに即したオープンデータ公開が重要である。

平成30年4月時点で、**公開データセット数は順調に伸びている**（計21,029セット。2015年比50%増。）ものの、PDF形式のデータが未だ44.3%を占めるなど、**機械判別性の観点から更なる取り組みが必要**。

「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、オープンデータ・バイ・デザインの考えに則り、**各府省庁が保有するデータの原則公開（公開することが適当ではない情報については、公開できない理由の公開）の徹底と、二次利用の積極的な促進**を図り、諸課題の解決・経済活性化等につなげる。

オープンデータ化の潜在ニーズを掘り起こすべく、各府省庁においては行政保有データの棚卸リストを更新・活用しつつ、官民データ相談窓口においてオープンデータの公開要望の収集に努めるとともに、オープンデータ官民ラウンドテーブルを継続的に開催することで、**民間ニーズに即したデータの公開を推進**し、データを活用したイノベーションや新ビジネス創出を促進する。

2 地方のデジタル改革

（3）オープンデータの推進

地方公共団体のオープンデータへの要請は高く、地方発ベンチャー創出や地域課題の解決につながることが期待される。地方公共団体のオープンデータ取組率について、都道府県は平成30年3月に100%を達成。一方、市町村については、取組済団体数が着実に増加しているものの、取組率は約17%（296団体。平成30年4月30日時点。）にとどまっている。

全地方公共団体が行政保有データを原則オープン化することを目指し、今後、市町村の取組を支援することが必要である。

国は、推奨データセットの拡充及び普及啓発を進めるほか、地方公共団体職員等向けの研修の実施及びデータを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介等の取組を通じ、引き続き、**平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進する**。

行政保有データの棚卸

平成29年度行政保有データ棚卸調査の概要

※棚卸結果は政府CIOポータルで公開中

■ 調査対象機関：国の行政機関(23府省庁)

■ 調査時点

- ①統計データ：原則として、平成29年4月1日時点の状況を記入。
- ②行政手続等によって得られるデータ：原則として、平成29年3月31日時点の状況を記入。

■ 調査対象

①統計データ：

⇒各府省庁が保有する行政文書のうちの統計データ(955件)(平成29年12月取りまとめ)

※「統計データ」とは、調査統計(基幹統計調査、一般統計調査)、
加工統計(統計調査以外の方法により作成される基幹統計を含む)、
業務統計(業務データを集計することにより作成される統計)。

②行政手続等によって得られるデータ：

⇒各府省庁が所管する法令において規定される行政手続等(46,641件)において
得られるデータ(平成30年3月取りまとめ)

■ 主な調査項目：

- データの公開状況(オープンデータ・公開・非公開の別、ファイル形式、更新頻度)
- オープンデータ化未対応・非公開の理由
- データの管理状況、活用状況（行政手続等関連のみ）

オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催について

1. 目的

民間企業等データ活用を希望する者と、データを保有する府省庁等が直接対話する場を設けることにより、民間ニーズに即したオープンデータの取組や民間データとの組み合わせを含めた活用を促進することで、データの価値向上と多様なサービスの出現に貢献する。

2. 参加者

- 有識者（オープンデータワーキンググループ有識者、オープンデータ伝道師等）
- データの公開・活用を希望する者（ベンチャー企業を含め公募）
- データを保有する府省庁等（関係する制度を所管する府省庁等を含む）
- IT政策担当政務、内閣官房IT総合戦略室 等

※ 原則公開で実施（一般傍聴者を募集）。

3. 開催日程

- | | | |
|-----|--------------|-------------------------------|
| 第1回 | 1月25日（木） | 「観光・移動」分野におけるデータ活用 |
| 第2回 | 3月27日（火） | 「インフラ、防災・減災、安全・安心」分野におけるデータ活用 |
| 第3回 | 9月14日（金）[予定] | 「土地・農業」分野におけるデータ活用 |

※第4回以降は、「電子行政」分野（統計等データ）、「ITS」分野や、その他の「重点分野(※1)」を中心に開催予定。

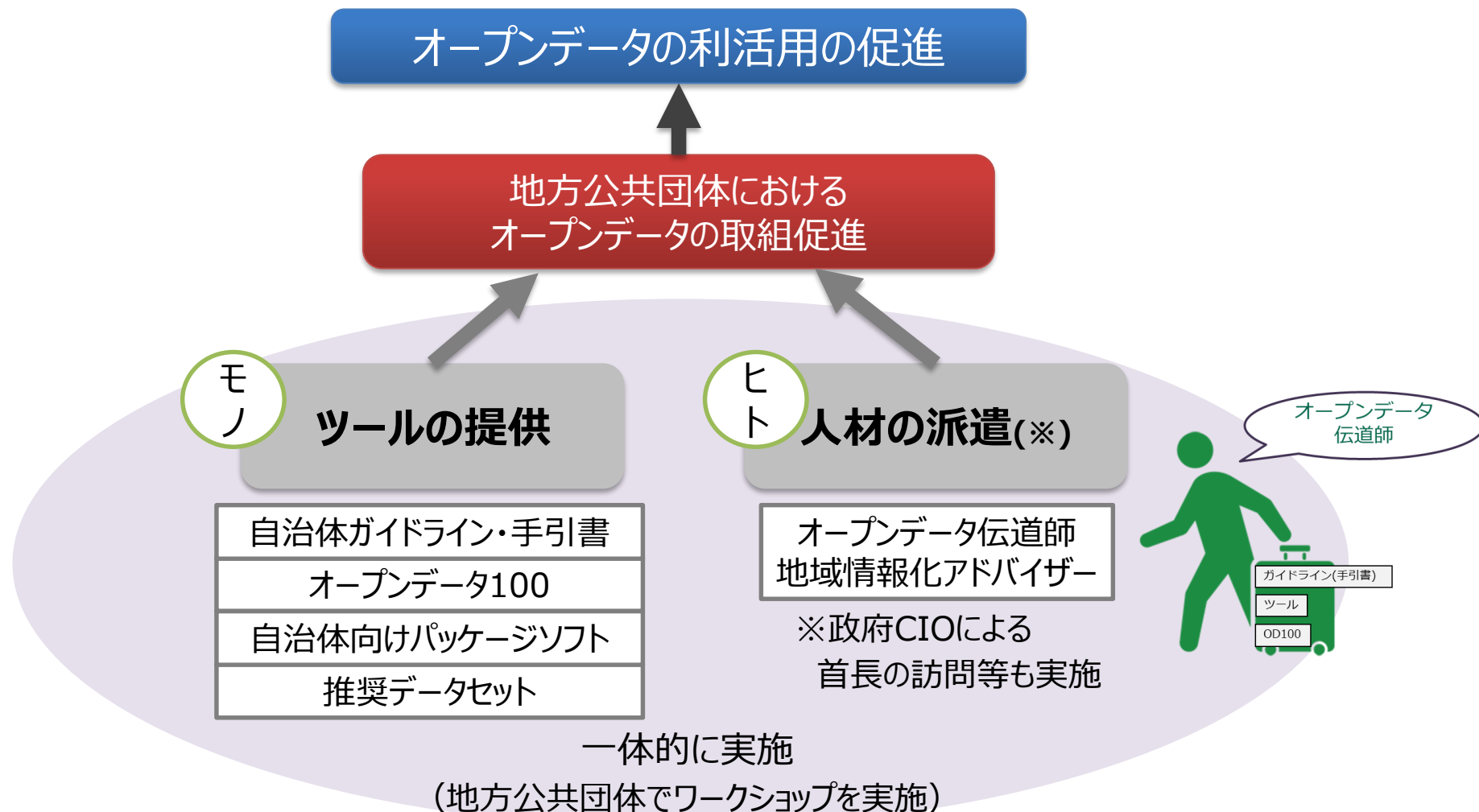
※1:官民データ活用推進基本計画では、①電子行政 ②健康・医療・介護 ③観光 ④金融
⑤農林水産 ⑥ものづくり ⑦インフラ・防災・減災等 ⑧移動の8分野を重点分野として指定。

4. これまでの2回の開催結果概要

民間企業からデータ公開要望と活用による効果が具体的に示されたことを受け、関係府省庁から前向きな対応方針が示されるなど、総じて建設的な議論が行われた。

地方公共団体の取組支援

地方公共団体が保有するデータを活用することで、官民協働による公共サービスの提供、地域経済の活性化、行政の高度化・効率化に加え、地域課題の解決等につながることを期待されており、政府は地方公共団体による取り組みを積極的に支援している。



推奨データセット ベータ版の策定

- 地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセット（「推奨データセット」）を策定。
- 平成29年12月22日にベータ版として、政府CIOポータルにおいて公開。追加・改善等に関する意見について受け付け、適宜見直しを実施する予定。

<推奨データセット ベータ版一覧>

No	データセット名	No	データセット名
1	AED設置箇所一覧	8	公衆トイレ一覧
2	介護サービス事業所一覧	9	消防水利施設一覧
3	医療機関一覧	10	指定緊急避難場所一覧
4	文化財一覧	11	地域・年齢別人口
5	観光施設一覧	12	公共施設一覧
6	イベント一覧	13	子育て施設一覧
7	公衆無線LANアクセスポイント一覧	14	オープンデータ一覧

<推奨データセット関連文書一覧>

文書名	概要
推奨データセットについて	推奨データセットの位置づけや概要、FAQについてまとめたもの。
データ項目定義書	推奨データセットの各項目に関する記載方法やデータ形式等を定めたもの。
フォーマット標準例	データ項目定義書に準じて作成したcsv形式の入力フォーマット。
推奨データセットの活用が見込まれるアプリ例	推奨データセットを公開することで活用が見込まれるアプリ事例についてまとめたもの。

シェアリングエコノミーの推進（シェアリングエコノミー推進プログラム（H28.11）より）

I. 基本方針

シェアリングエコノミーは、既存リソースの効率的な活用や、個人による多種多様なサービスの提供・享受を可能とし、社会課題の解決が期待。シェアリングエコノミーの健全な発展を通じて、一億総活躍社会の実現、経済成長、資源の有効活用、地方創生・地域共助、イノベーション創出、国際動向と調和した我が国の持続的発展に寄与することを目指す。

II. 具体的施策

1. 自主的ルールによる安全性・信頼性の確保

- 不特定多数の個人間の取引（C to C）を基本としているため、「事故・トラブル時の不安」の低減が普及を進める上で課題。
- シェア事業者による自主的ルールの整備・活用を促進し、安全性・信頼性を確保。

シェアリングエコノミー・モデルガイドライン

- ① サービス提供に関するリスク等の自己評価の実施
- ② シェア事業者が遵守すべき具体的事項

3. シェアリングシティ構想の推進

- (1) 自治体とシェア事業者の連携実証等
- (2) シェアリングエコノミー導入自治体の事例集（ベストプラクティス集）の作成・共有
- (3) シェアリングエコノミー伝道師（仮称）の派遣

2. グレーゾーン解消に向けた取組等

- (1) 弁護士等の活用による法令調査・法令違反でない根拠の明確化の推奨
- (2) グレーゾーン解消制度・企業実証特例制度の活用
の推奨・支援
- (3) 現行規制の検証

4. シェアリングエコノミーの普及・啓発

シェアリングエコノミー普及シンポジウムの開催その他の普及・啓発活動の実施



III. 推進体制

シェアリングエコノミー促進センター（仮称）の設置

シェアリングエコノミー促進室（政府相談窓口）の開設（平成29年1月）

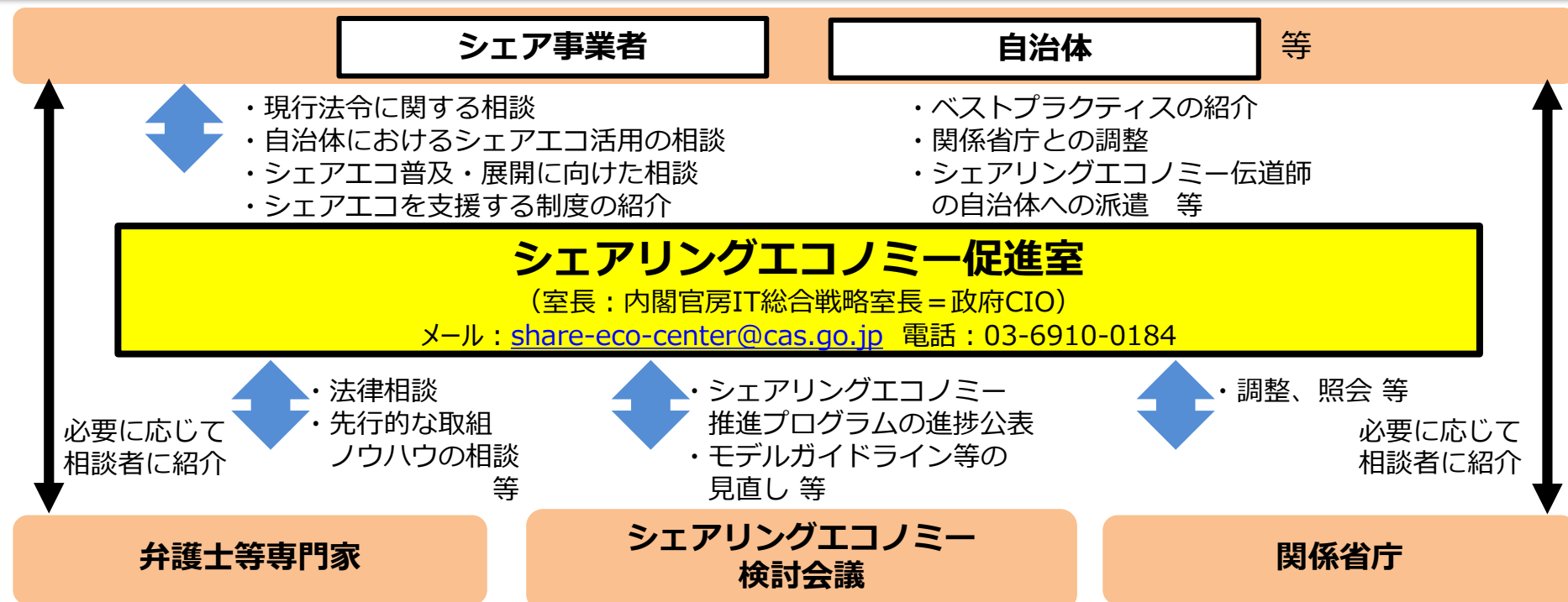


表1：相談受付件数の推移（累計）

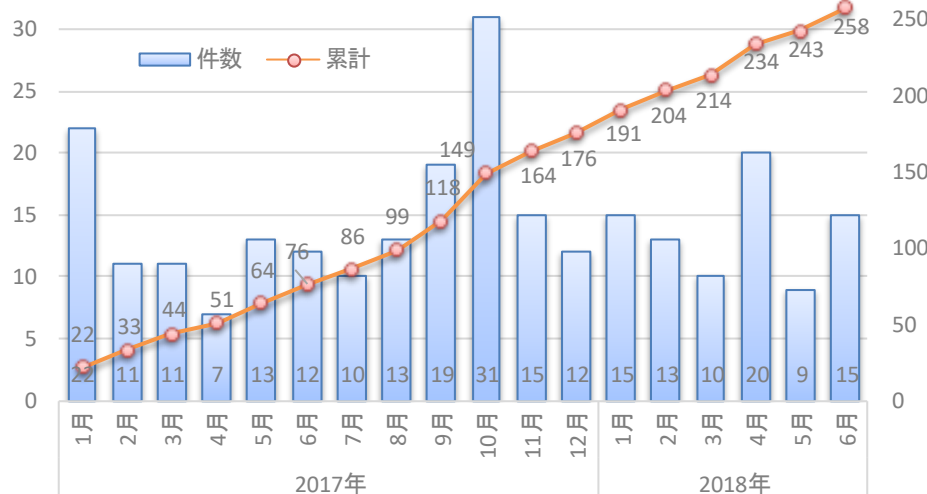
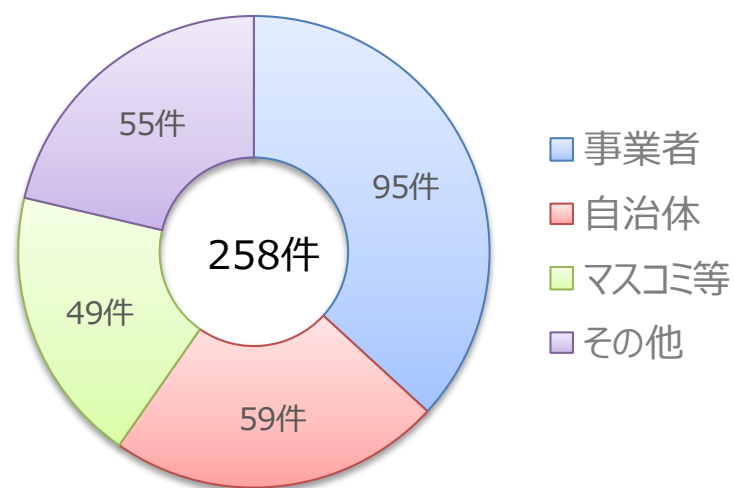


表2：相談者の属性区分



データ流通の推進に向けた取組み

- ◆ IoT機器の普及やAIの進化等により、多種多様かつ大量なデータを効率的かつ効果的に収集・共有・分析・活用することが可能となっており、データを活用することで新規事業・サービスの創出、生産活動の高度化・効率化、国民生活の安全性及び利便性の向上等が実現すると期待されている。
- ◆ 諸外国においてデータを活用したビジネス・サービスの高度化に向けた取り組みが進展しつつあるが、我が国では様々な理由からデータの活用が企業内又はグループ内にとどまるなど、データを活用したビジネス展開が十分進んでいるとは言い難い状況である。

多種多様かつ大量のデータの
安全・安心な流通・活用環境の整備

新規事業・サービスの創出を通じた
我が国産業の競争力強化や経済活性化

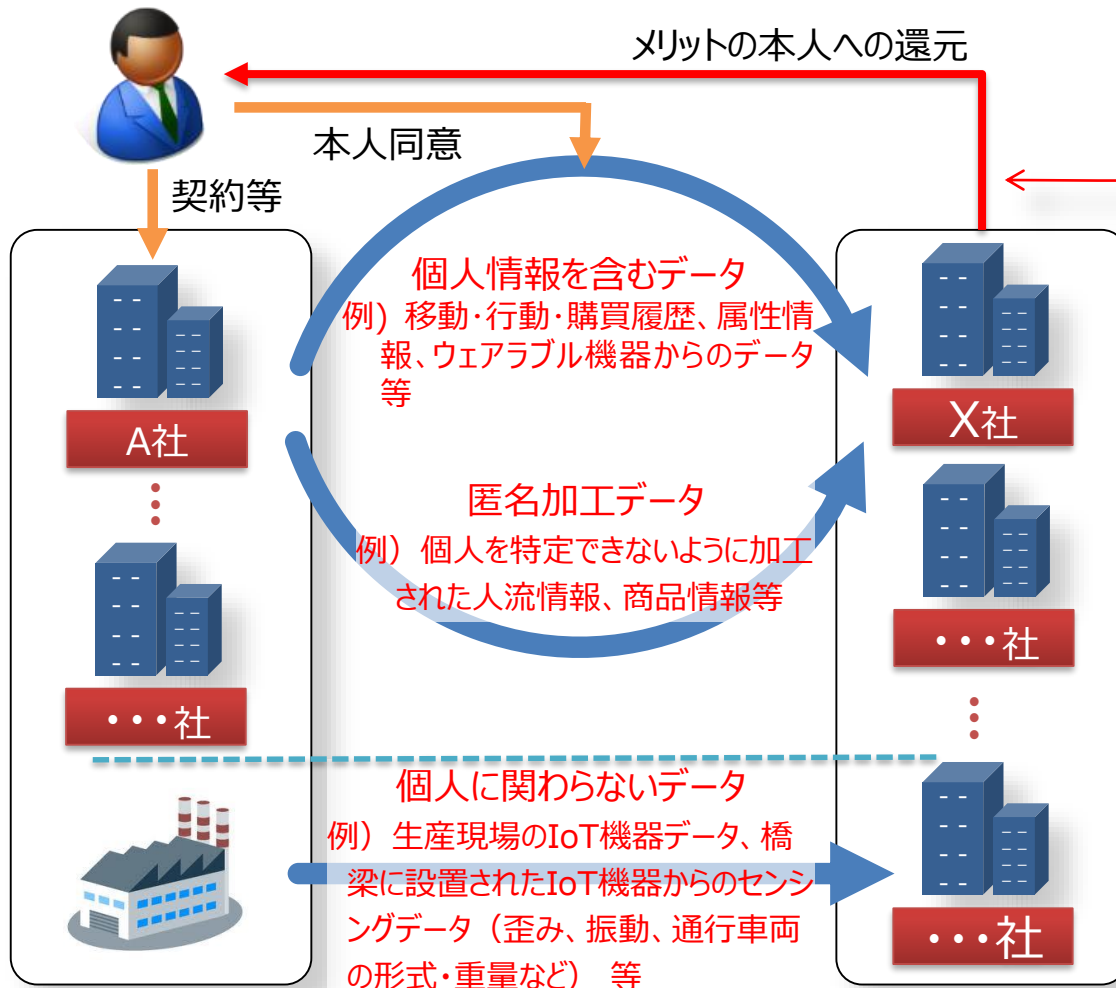
国民生活の安全性及び
利便性の向上

AIの潜在能力の最大限発揮

第4次産業革命（Society5.0）の実現

データ流通環境整備の必要性

データは「個人情報を含むデータ（以下、「パーソナルデータ」という）」、「匿名加工されたデータ」、「個人に関わらないデータ（IoT機器からのセンシングデータ等）」の3つに分類することができるが、データ流通の便益を個人及び社会全体に還元するために、これら3つのデータの流通・活用を全体として活性化することが急務。



個人情報を含むデータの業種・業界を越えた流通により実現する便益（想定）

- 観光分野
 - 訪日外国人の増加等観光関連産業の活性化
 - 個人ニーズに応じたおもてなしサービス提供
- 金融・フィンテック分野
 - 金融市場の活性化
 - 資産の一元管理、最適な資産運用
- 医療・介護・ヘルスケア分野
 - 健康寿命の延伸、医療費の適正化
 - 健康意識の向上、行動変容による健康増進
- 人材分野
 - 個人の適切な能力評価、最適な人材活用
- 農業分野
 - 高度な生育管理、戦略的な農産物生産・出荷
 - ノウハウの継承、戦略的農業経営の展開
- 防災減災分野
 - 的確な被災者把握
 - 実態を踏まえた支援物資搬送やインフラ復旧計画策定
- 交通分野
 - 渋滞緩和による環境改善、最適なインフラ管理
 - 混雑状況や天候に応じた最適なナビゲーション

※ 個人に関わらないデータであっても他のデータと組み合わせることによって、個人の特定につながる可能性があることに留意が必要

データ流通・活用に向けた課題

＜国民・消費者の視点＞

自らのデータを把握・制御できない不安

国民・消費者は、自らのデータがどのように事業者間で共有・活用されているのかを把握・制御できておらず、不安を抱えているのではないかな。

便益が実感できない恐れがあることに対する不満や不公平感

国民・消費者は、活用の内容について十分な説明がなされない、または自らのデータが活用される便益を理解・実感等できていないため、事業者によるデータ活用について不満や不公平感を抱き、第三者提供に関する同意に躊躇しているのではないかな。

データ互換性等の技術的課題

各個人に関するデータが互換性のないまま様々な事業者によって管理されているため、本人が希望する場合であっても長期にわたるデータを名寄せ蓄積してディープデータとして活用することができず、安全・安心かつ高度なパーソナライズド・サービスの実現にも限界があるのではないかな。

＜事業者の視点＞

データ活用への躊躇

プライバシー保護に関し国民・消費者が抱く漠然とした不安や、レピュテーションリスク（風評リスク）、データの流通・活用による便益に対する国民・消費者の理解が得られていないこと等を背景に、企業や業界を越えたデータの流通・活用を躊躇し、単一事業者でデータを囲い込む状況。

取り組み・進展はこれから

一部事業者は、パーソナルデータを適切に保護しつつ、データの活用に積極的に取り組んでいるが、企業や業界を越えたパーソナルデータの幅広い活用が十分進展しているとは言い難い状況。

API開放・互換性確保等の技術的課題

多様な事業者が保有するデータの円滑な活用を実現する上で、データ互換性確保、API開放、データポータビリティの実現等が課題となっている。

＜セキュリティの視点＞

エコシステム全体でのセキュリティ課題

様々な機器やシステムがネットワークに接続されるようになってきているが、パーソナルデータを含め多様なデータの流通・活用を進めるためには、データ流通のエコシステム全体におけるセキュリティ確保がより重要となっている。



パーソナルデータを含めた多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するためには、個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組み（PDS、情報銀行、データ取引市場）が有効

4. 重点プロジェクトの取組

自動運転：自動運転実現に向けた課題とアクション

自動運転市場化の目標

高度な自動運転の市場化・サービス化に係る目標を設定。

具体的には、2020年までに、

- 高速道路での自動運転可能な自動車の市場化(レベル3)
- 限定区域(過疎地等)での無人自動運転移動サービス(レベル4)

さらに、

- 2022年度以降に高速道路でのトラック隊列走行の事業化

を実現。

目標実現にあたっての課題

高度自動運転の市場化・サービス化には、関連する法制度整備と技術開発が重要

法制度整備

- 自動運転車両の安全基準
- 交通ルールの在り方
- 保険を含む責任関係の明確化等

技術開発

- 高精度3次元地図や、準天頂衛星の活用
- 様々な走行環境における実証実験の実施

政府一体による検討が必要

具体的なアクション

- 2018年4月17日、自動運転等実現のための政府全体の制度整備方針（大綱）を策定
- 様々な走行環境における官民が連携した実証実験の実施と成果の共有
- 民間ニーズを踏まえた協調領域の技術開発

自動運転：法制度整備（自動運転に係る制度整備大綱）

制度整備大綱に基づいた主な取組事項

■ 車両の安全確保の考え方

- ① 安全性に関する要件等を本年夏までにガイドラインとして制定
- ② 日本が議論を主導し、車両の安全に関する国際基準を策定
- ③ 使用過程車の安全確保策の在り方について検討

■ 交通ルールの在り方

- ④ 自動運転システムが道路交通法令の規範を遵守するものであることを担保するために必要な措置を検討。国際的な議論（ジュネーブ条約）にて引き続き関係国と連携してリーダーシップを発揮し、その進展及び技術開発の進展等を踏まえ、速やかに国内法制度を整備
- ⑤ 無人自動運転移動サービスにおいては、当面は、遠隔型自動運転システムを使用した現在の実証実験の枠組みを事業化の際にも利用可能とする

■ 安全性の一体的な確保（走行環境条件の設定）

- ⑥ 自動運転の安全性を担保するための走行環境条件（低速、限定ルート、昼間のみ等）を検討・策定

■ 責任関係

- ⑦ 万一の事故の際にも迅速な被害者救済を実現
- ⑧ 関係主体に期待される役割や義務を明確化し、刑事責任を検討
- ⑨ 走行記録装置の義務化の検討

2020年の実現イメージ

- (1) 自家用自動車での高速道路での自動運転



イメージ画像であり、自動運転中に運転者ができることについては、現在検討中

- (2) 限定地域での無人自動運転移動サービス



自動運転：技術開発（日本における地域での自動運転実証実験）

平成30年5月11日時点

道の駅等を拠点とした自動運転サービス（国土交通省/内閣府SIP）

ラストマイル自動運転（経産省&国土交通省）

自治体、民間又は大学
※主な実証実験を記載

- 1 2017.12 秋田県 上小阿仁村
道の駅「かみこあに」
- 2 2017.9 栃木県栃木市
道の駅「にししかた」
- 3 2017.11 滋賀県 東近江市
道の駅「奥永源寺・溪流の里」
- 4 2017.11 島根県飯南町
道の駅「赤来高原」
- 5 2017.9～10 熊本県 芦北町
道の駅「芦北でこぼん」
- 6 2017.12 北海道大樹町
道の駅「コスモール大樹」
- 7 2018.2～3 山形県 高島町
道の駅「たかはた」
- 8 2017.11 茨城県 常陸太田市
道の駅「ひたちおおた」
- 9 2017.11 富山県南砺市
道の駅「たいら」
- 10 2018.2 長野県伊那市
道の駅「南アルプス長谷」
- 11 2018.3 岡山県新見市
道の駅「鯉ヶ窪」
- 12 2017.12 徳島県三好市
道の駅「にしいや・かずら橋夢舞台」
- 13 2018.2 福岡県みやま市
みやま市役所 山川支所

- 1 2018年度 茨城県日立市
日立市、産総研、SBDライブ等
- 2 2017.12～ 石川県輪島市
輪島市、輪島商工会議所、産総研、ヤマハ発動機等
- 3 2018.4～ 福井県永平寺町
永平寺町、福井県、産総研、ヤマハ発動機等
- 4 2017.6、2018.2～ 沖縄県北谷町（非公道）
北谷町、産総研、ヤマハ発動機等

SIP事業等（内閣府）

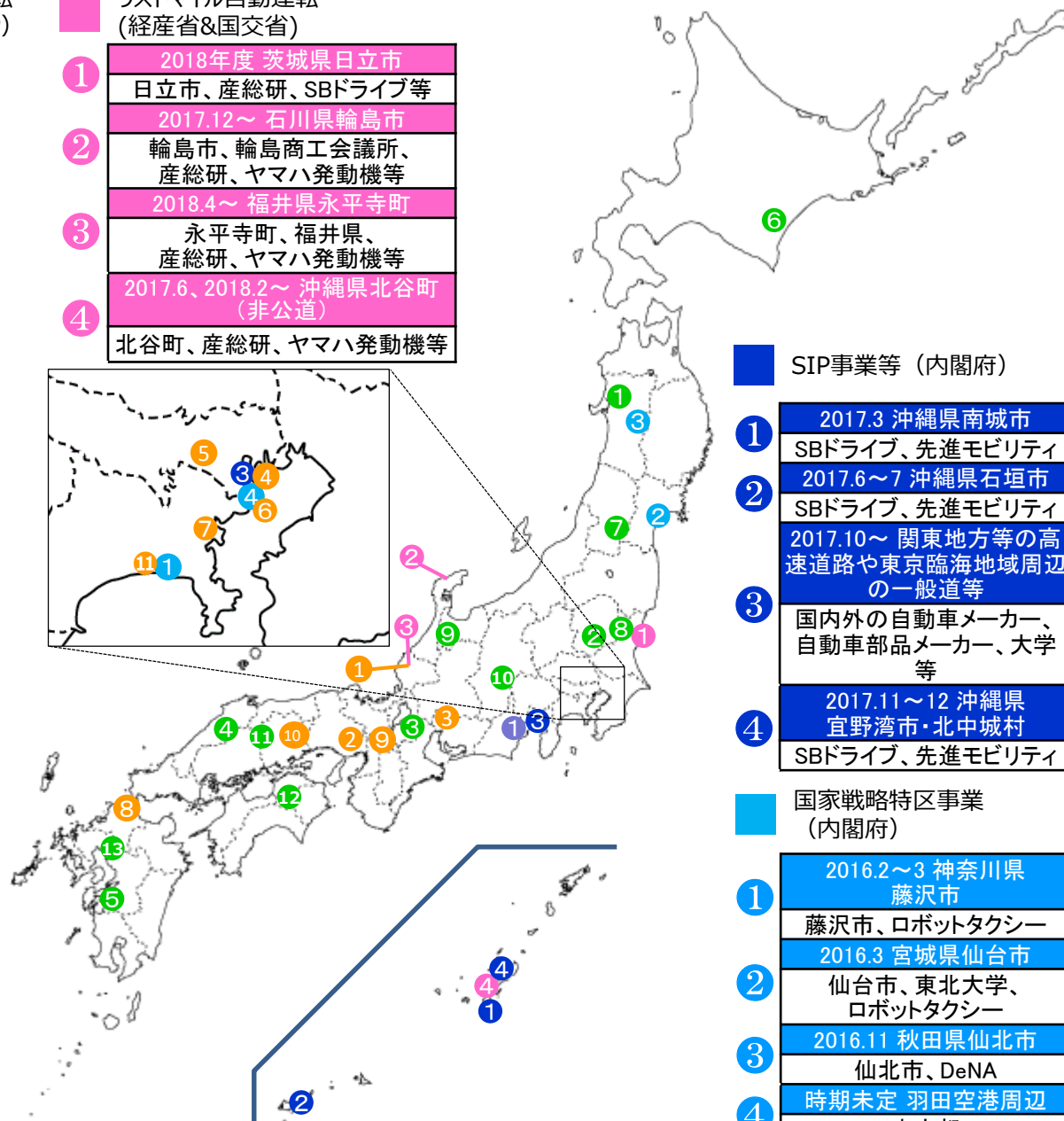
- 1 2017.3 沖縄県南城市
SBドライブ、先進モビリティ
- 2 2017.6～7 沖縄県石垣市
SBドライブ、先進モビリティ
- 3 2017.10～ 関東地方等の高速道路や東京臨海地域周辺の一般道等
国内外の自動車メーカー、自動車部品メーカー、大学等
- 4 2017.11～12 沖縄県 宜野湾市・北中城村
SBドライブ、先進モビリティ

国家戦略特区事業（内閣府）

- 1 2016.2～3 神奈川県 藤沢市
藤沢市、ロボットタクシー
- 2 2016.3 宮城県仙台市
仙台市、東北大学、ロボットタクシー
- 3 2016.11 秋田県仙北市
仙北市、DeNA
- 4 時期未定 羽田空港周辺
東京都

トラックの隊列走行（経産省&国土交通省）

- 1 2018.1 新東名
豊田通商、国内トラックメーカー等



※ このほか、ビジネスモデルの更なる具体化に向けてフィージビリティスタディを行う箇所として5か所を選定

農業情報の多面的な利活用により、農業の産業競争力強化を加速化

1st Stage（～2013）：「情報収集」 → 2nd Stage（2014～）：「情報の創成・流通促進」

- 農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する本戦略に基づくガイドライン等の策定
- 農地情報の整備と活用
- 本戦略推進のための体制整備

情報流通によるバリューチェーンの構築

- ◆ 生産者の出荷実績等の情報流通・活用
 - ・ 出荷実績に基づく、優れた生産者のブランド化
 - ・ 評価に基づく販売先の拡大・単価向上
 - ・ 評価を利活用した新ビジネスの創出
- ◆ 付加価値情報(特別な品質や栽培方法等)の流通による農産物の評価の向上、海外市場拡大



農業の
産業競争力
向上

「AI農業」等農業情報を活用したビジネスモデル構築・知識産業化

- ◆ コスト低減
- ◆ 生産予測の精緻化・安定出荷の実現
- ◆ 新規参入・担い手農家の早期育成
- ◆ 付加価値向上（高品質化/収穫量up等）



情報の創成・
流通促進

情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの展開

- ◆ 流通した情報・ノウハウの利活用による農業機械や施設のソリューション展開
- ◆ モノ創りノウハウの利活用
- ◆ 多様な資材・サービスの新たな連携・組合せ

市場開拓・
販売力強化

関連産
業の高
度化



情報・ノウハウの価値に関する普及啓発

情報・ノウハウの海外流出防止のための留意事項に関する普及啓発

農林水産物輸出額 1兆円の達成

農業分野：農地情報の全国一元化（農地情報公開システム）

経緯

・荒廃農地（約27.6万ha）や所有者不明地が増加

（平成25年12月に農地法改正）

・農業への新規参入希望者が全国の農地を検索することを可能とするため、農業委員会等（※1）が、農地情報（※2）をインターネット上で公開することを義務化

※1 農業委員会等；市町村に設置される行政委員会。農地の権利移転に関する許認可や農地転用の審査、農地の利用状況調査等を実施

※2 農地情報；農地台帳（農地の権利移転等や利用状況調査の結果を更新して管理する台帳）と農地地図

これまでの農地台帳システム

・・・全国約1,700の各農業委員会が「各々に」農地台帳システムを構築。

各々のシステムを改修すれば、インターネット上で公開することはできる。



システムの使い勝手が悪く、農地集積・集約が進まないことが予見。

- ・各農業委員会ごとにフォーマットや文言が統一（標準化）されていない
- ・自治体をまたいだ広域での確認ができない

「全国一元化」システムの実現（平成27年4月）

・全国一元化された農地情報の公開を開始

新規参入者にとって、

- ・常に最新の正確な農地情報が全国一元的に検索可能。

農業委員会にとって、

- ・クラウド上に農地台帳・地図システムを整備することで運用保守コストが削減。
- ・法令・制度改正時に一括で改修可能。（平成28年4月～）

農地中間管理機構にとって、

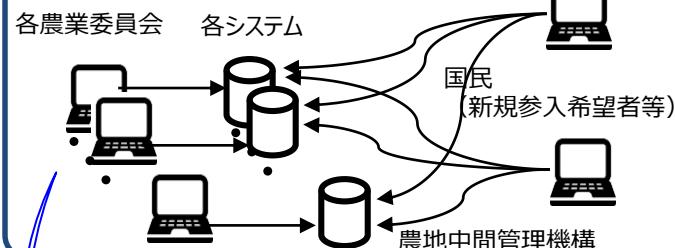
- ・農業委員会の管轄を超えた広域での農地集積シミュレーションが可能（平成28年4月～）

農地集積・集約化に向けた調整活動を活性化させ、IT戦略において取り組んできた農業情報の標準化等の取組と一体的に推進する事で、農業への新規参入の促進だけに留まらず、農業分野全体の成長産業化を加速

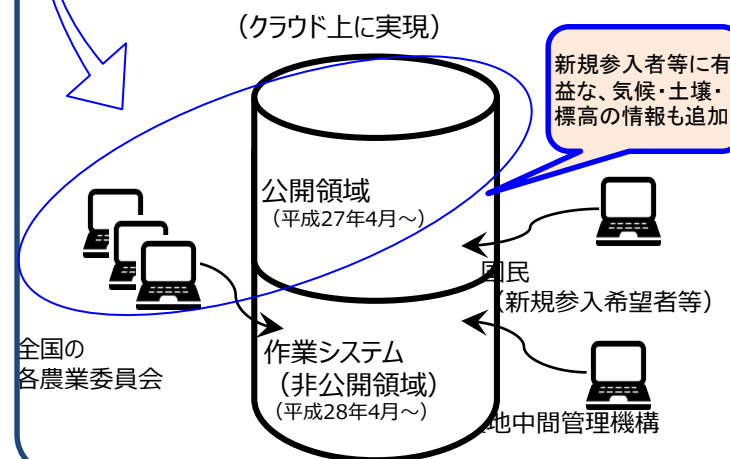
※ページビュー数の推移：約35万件／月（平成27年4月）⇒約537万件／月（平成30年3月）

※セッション数の推移：約4万件／月（平成27年4月）⇒約49万件／月（平成30年3月）

全国 約1,700の農業委員会が個別にシステムを管理・改修・公開した場合



実現した農地情報公開システム
（農地台帳・地図の全国一元的公開）



【参考】全国農地ナビ URL
<https://www.alis-ac.jp/>



農業分野：農業データ連携基盤の3つの機能

農業ICTの抱える課題を解決し、農業の担い手がデータを使って生産性向上や経営改善に挑戦できる環境を生み出すため、**データ連携・共有・提供機能**を有する**データプラットフォーム（農業データ連携基盤：WAGRI）**の構築を進めている（**2019年4月より本格稼働予定**）。

データ連携機能

ベンダーやメーカーの壁を超えて、様々な農業ICT、農機やセンサー等のデータ連携が可能になる。



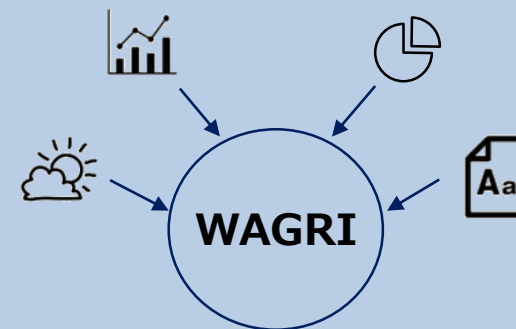
データ共有機能

一定のルールの下でのデータ共有が可能になり、データの比較や、生産性の向上に繋がるサービスの提供が可能になる。



データ提供機能

土壌、気象、市況などの様々なデータ等を整備し、農家に役立つ情報の提供が可能になる。



様々なデータを駆使して生産性向上・経営改善に取り組むことが可能になる。

分野横断的なデータ連携により世界を先導するプロジェクトを推進

<農水産>

世界最高水準のデータ活用型農水産業の実現

スマートフードチェーンの確立等により安定した、儲かる農水産業を実現

ブロックチェーン技術等の活用による品質管理・トレーサビリティの実現

農業経営の担い手育成・収益拡大

信頼性の確保、付加価値の向上、輸出拡大

高精度な生育・出荷予測に基づく
生産・需要マッチング



スマートフードチェーンシステム

資源管理の高度化・効率化
水産業の生産性向上

データ活用による行政効率化

新サービス創出

行政(国)

行政(地方)

民間

(図はイメージ)

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（IT新戦略）本文（抜粋）

(2) データ駆動型のスマート農水産業の推進

① スマートフードチェーンによる生産・流通改革

農業データ連携基盤の機能を拡張し、農産物・食品の生産から販売・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用し、国内外の市場や消費者のニーズに機動的に応える世界初のスマートフードチェーンシステムの構築を進める。また、港湾においてITを活用し産地と連携した農水産品の輸出拠点機能の強化を図る。

② 農業分野におけるデジタルファーストの推進

認定農業者制度に係る申請手続の電子化に関する実証を平成30年度から一部地域で開始。平成31年度以降、全国展開を図るとともに、他の手続の電子化について検討。また、農業者が制度や各種補助金の申請手続や経営改善に資する情報等を一元的に入手可能となるようなポータルを構築。

③ データをフル活用したスマート水産業の推進

漁業者、産地市場、加工流通、試験研究機関等が保有する水産業に関わる幅広いデータの取得・共有・活用が可能なスマート水産データベース（仮称）を平成32年度までに構築。また、水産行政に係る各種手続の電子化について検討。

港湾・物流分野：港湾のデジタル化の動向

- 我が国の港湾では、平成10年前後から、通関、入出港手続についてNACCSを核にした電子化が進展。
- 昨今、諸外国において、港湾・貿易関連業務のデジタル化が急速に進展している状況。
(先行する実験成果によれば、データの再入力作業を最大で80%以上削減、書類手続きを5日以上短縮、年間数億ドルのコスト削減が見込めることが確認)

→ 我が国港湾においても、関係者が協働してデジタル化を強力に進めて行く必要がある(30年6月のIT新戦略にも位置づけ)

イギリスHSBC、オランダING
ブロックチェーンを利用した
信用状取引実験を完了

ハンブルク港
港湾情報のデータプラットフォーム化

アントワープ港
港湾情報のデータプラットフォーム化

ベルギー酒造会社、欧州税関機構、アクセンチュア他
ブロックチェーンを利用した貿易
手続き実験完了

国際フレイトフォワーダーズ協会連合
電子B/Lの枠組み開発に取り組むこと
で合意し覚書締結

韓国政府(関税庁、海洋水産部、釜山港湾公社他)、韓国船社、IBMなど港湾物流関連30社のブロックチェーンコンソーシアム

韓国関税庁
ブロックチェーンベースの電子原
産地証明書の実験開始

韓国関税庁、ロッテなど4社
越境EC分野でのブロックチェーン
適用の研究開発開始

上海海関、COSCO、SIPG
データプラットフォーム構築
の覚書締結

PSA、IBM、PIL
物流、貿易金融のブロック
チェーン基盤構築の覚
書締結

ZIM(船社)
ブロックチェーンを利用した実験を完了

Maersk Line、IBM
ブロックチェーン活用の貿易プラットフォーム「TradeLens」を2018年中に
サービス開始予定

双日、京セラ
コンテナ、トレーラーにセンサー
をつけ、リアルタイム情報技術の
開発開始

船社、銀行、保険、商社、NTT
データなど15社による貿易金融
部門のブロックチェーンコンソー
シアム

商船三井、三井住友銀行、IBM
など7社による貿易実務へのブ
ロックチェーン適用可能性実験

日立、みずほ銀行、みずほフィナンシャルグループ
受発注、在庫管理、決済へのブ
ロックチェーン技術適用実験

ロサンゼルス港
データ共有ポータルサイ
ト実験中

ロングビーチ港
情報共有、予測分析シ
ステム実験中

陽明海運、中国信託商業銀行
ブロックチェーンを利用
した貿易手続き実験完
了

港湾・物流分野：我が国港湾のデジタル化に向けた課題

【現行システムの整理】

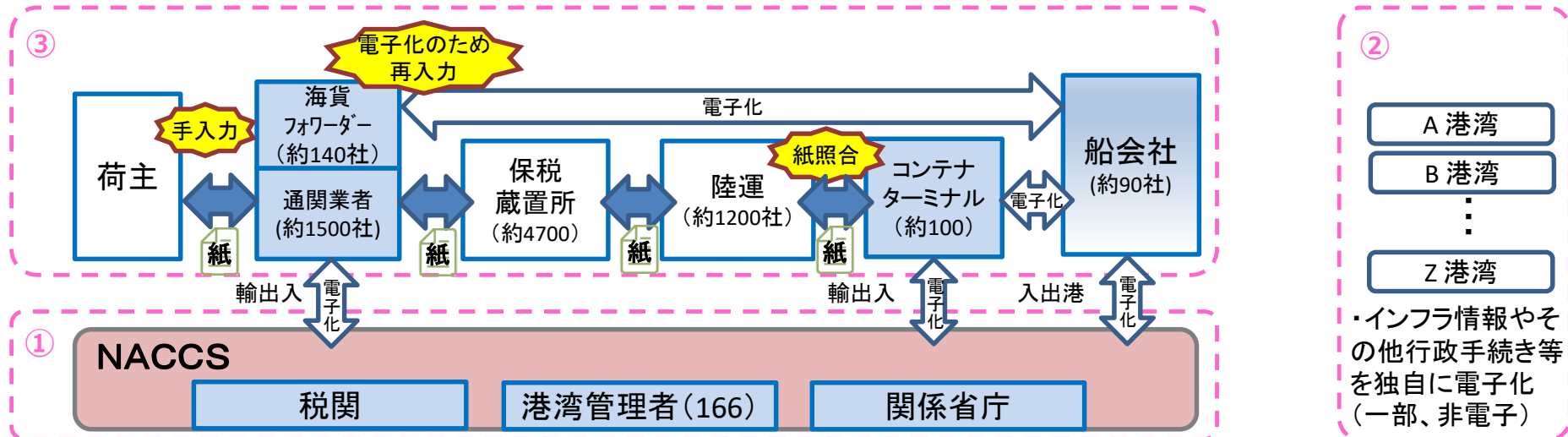
- ① NACCSにて貨物の輸出入や船舶の入出港に係る行政手続の電子化・シングルウィンドウ化は実現
- 輸出入や入出港関係以外の行政手続きやインフラ情報に関しては、②国内933港湾（うち、重要港湾以上125港）が独自に電子化を実施（一部、非電子の業務有）
- ③民間事業者間における手続は、統一的な電子化が検討されておらず、一部の事業者のみが独自に電子化を実施（紙の取引が多数存在）

【事業者等の声】

- 関係者間での紙情報の伝達による2度入力が発生
- 関係者間での情報流通時における伝達ミス等に起因する時間ロス・業務非効率の発生
- 物流業務全般における情報共有環境整備の遅れ
- NACCS手続以外の港湾行政電子化の遅れ

【課題】

- 民間業者間の物流業務（諸手続）における**見えないコストの発生**
- 申請内容の不備等や手続未完了に起因した、**輸送トラックの渋滞発生の一因にも**
- 過去の類似**物流関連データの利活用が不可（業務非効率）**、トレーサビリティ不完全性に起因する**追加業務（TEL、電子メール等）の発生**、（共同配送・コンテナラウンドユース等が推進できないなど）**運送業務の効率化進展を阻害**
- NACCSにて提供される諸手続き以外、統計調査票や港湾区域内の建設許可、港湾台帳等の**その他手続きについては港湾管理者独自に電子化を進めたり、一部書面申請が残り、申請者にとっては非効率な状態**



港湾・物流分野：港湾・物流分野における「デジタル改革プロジェクト」の目的・効果

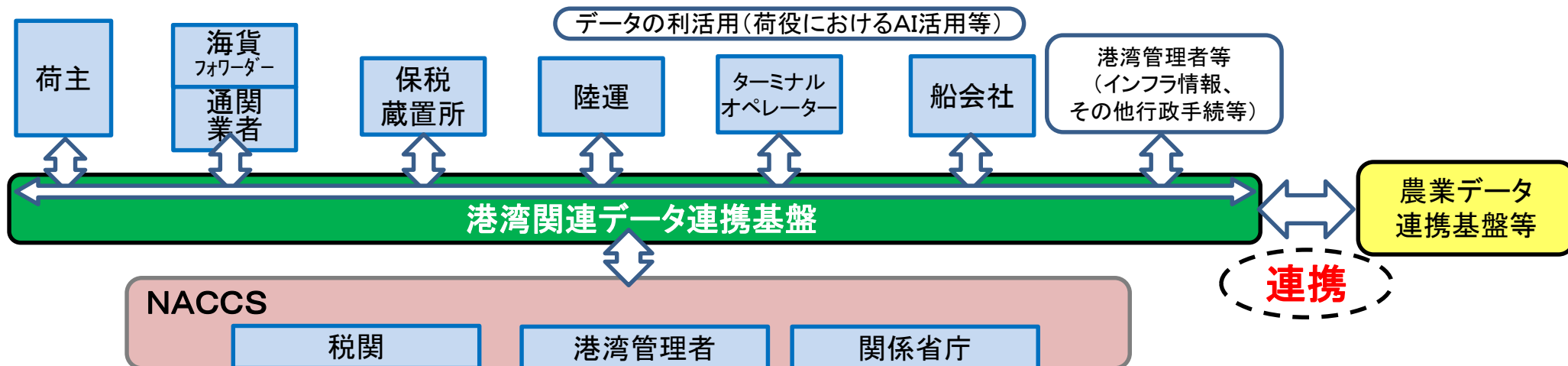
【取組内容】

- NACCSとも連携し、これら港湾手続きに関連する多様な組織間（民－民を含む）における情報連携、手続きの共通化・データ標準化等を実現する「**港湾関連データ連携基盤**」を平成32年までに構築。
- 物流に関する各種データを活用し、我が国港湾物流全体の生産性の向上、国際競争力強化に貢献

【効果等】

- 民間事業者間における紙媒体による情報伝達を撲滅し、NACCSとの連携を含めた関係者間における電子データ連携と共有を図り、物流業務（諸手続）全般における**見えないコストの低減**に寄与
→（改善業務例）紙媒体情報の2度入力、トレーサビリティ不完全性に起因するTEL、電子メールでの確認等の追加業務の削減
- 港湾関連データ連携基盤にて流通する港湾物流関連データの利活用環境を整備し、これらデータとAI等を活用して、**新たなサービスの創出や港湾物流業務の更なる業務効率化を図り、港湾物流全体の生産性向上及び国際競争力の向上**を実現
- 上記に加え、港湾施設に関わるデータや、港湾管理行政関連情報との連携を推進し、**港湾行政の更なる効率化や災害対応時の迅速な復旧等に活用**
- 港湾管理者（地方公共団体）と連携し、港湾物流・行政分野における**行政サービスの100% デジタル化**を早期に実現
- 物流の連結点である**港湾**と輸出促進を進める**農水産分野の情報基盤間を相互に連携**させる等、新たな付加価値の創出等を通じて**分野連携型「デジタル改革プロジェクト」の更なる促進**を図る

【システムイメージ】



5. 今後のIT政策の推進

今後のIT政策の方向性

<IT戦略の着実な実現>

- ◆行政サービスのデジタル3原則： デジタルファースト法案・システム整備による具現化
(デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ)
- ◆地方のデジタル改革： 官民データ計画・オープンデータ・クラウド化の全国展開
- ◆民間部門のデジタル改革： 民間ニーズ対応のオープンデータ化、民間主導のデータ流通促進

<プロジェクト主導型のデジタル改革>

- ◆各プロジェクトの推進： 港湾・物流、農業の両分野のデータ連携基盤の本格稼働
- ◆自動運転の市場化： 高速道路＝自動運転車、限定区域＝無人自動運転移動サービス

<ターゲットイヤー2020とその後>

- 国民が安全・安心・豊かさを実感できる社会とそれを支える生産性向上のため、
- ◆2020年に向けて： ワンストップ3サービス(引越し、介護、死亡・相続)稼働、
自動運転の段階的開始
 - ◆五輪後の発展の芽出し： CTO目線で新たな技術の実装(例：AI、5Gなど)

END

ご静聴ありがとうございました。

IT総合戦略本部 ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>

